

児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

感染者の出席停止等の扱いについて

- ①児童生徒の感染が判明した場合には、各学校において、当該児童生徒に対して、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。
- ②現時点で、新型コロナウイルス感染症患者については、発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から療養解除を可能としています。また、無症状者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能としています。加えて、無症状の場合、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能としています。
- ③症状がある場合には10日間、症状がない場合には7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- ④新型コロナウイルス感染症患者やその濃厚接触者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校するにあたり、学校に陰性証明を提出する必要はありません。

【令和4年1月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」の周知について（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）参照】

【症状がある場合】

0日目 発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目 症状軽快	8日目 療養解除	9日目	10日目
							症状軽快後 24時間経過	検温などによる健康状態確認等、 自主的な感染予防行動の徹底		

※発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能。

【無症状の場合】

5日目に検査をしない場合	0日目 検体採取	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目 療養解除
5日目に検査キットで陰性を確認した場合	0日目 検体採取	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 検査キットで陰性	6日目 療養解除	7日目	
							検温などによる健康状態確認等、 自主的な感染予防行動の徹底		

※療養中に発症した場合は、そこを発症日として起算しなおします。